

いわゆる「参院選大規模買収事件」における検察官の不適正な取調べ及び証人テストに関する報告書

2025年（令和7年）2月19日

日本弁護士連合会

はじめに

2019年（令和元年）に実施された参議院議員選挙に関する公職選挙法違反（買収）事件（以下「本件」という。）の捜査及び公判準備において、検察官らが、被疑者や証人に対して不起訴や強制捜査を示唆することにより、検察の描いた事件の構図に沿って、記憶と異なる供述をさせるような取調べ及び証人テストを行っていた事実が発覚し、最高検察庁監察指導部が2023年（令和5年）12月25日付で「監察調査の結果について」（以下「監察調査結果」という。）を公表した¹。

しかし、監察調査結果は、取調べを受けた当事者や弁護人からの聴取を実施していないこと、取調べを受けた議員が録音していた音声データが存在する取調べのみを調査の対象としていること、検察官独自捜査事件特有の捜査の実態に踏み込まずに組織的指示の有無を認定していることなど看過できない問題点がある。これを踏まえ、当連合会は、当該音声データの反訳の提供を受け、本件における取調べ及び証人テストに関する事実関係並びに発覚の経緯につき弁護人等及び特捜部経験者から聴取を実施した上で、監察調査結果の内容を検討した。本報告書は、その検討結果を明らかにするものである。

第1 事実関係

1 関係議員らに対する捜査等の実施状況

2020年（令和2年）、東京地方検察庁特別捜査部（以下「東京地検特捜部」という。）が、前法務大臣の衆議院議員（当時）X1氏及びその妻の参議院議員（当時）X2氏に対する公職選挙法違反（買収）事件に関し捜査を開始した。多数の広島県議会議員、広島市議会議員、広島県内の町議会議員などが捜査対象となり、任意の取調べを受けた。A氏、B氏、C氏、D氏、E氏及びF氏（いずれも当時広島市議）は、その捜査の対象となった者である。6名に対する取調べ及

¹ もっとも、監察調査結果はマスメディアに対して公表しただけで、最高検察庁ウェブサイトなどには掲載されていないため、市民が閲覧することはできない。なお、当連合会は、2024年（令和6年）1月19日付で「いわゆる「参院選大規模買収事件」についての最高検察庁監察指導部による監察調査の結果に関する会長声明」を公表している。<https://www.nichibenren.or.jp/document/statement/year/2024/240119.html>

び証人テストの実施状況は、おおむね以下のとおりである。

(1) A氏

＜取 調 ベ＞起訴前9回（2020年（令和2年）3月25日から同年6月29日までの間。なお、この間に3通の供述調書が作成された。）

＜証人テスト＞12回（2020年（令和2年）9月17日から2021年（令和3年）1月20日までの間）

(2) B氏

＜取 調 ベ＞起訴前11回（うち1回は検察審査会後）

2020年（令和2年）3月26日、4月6日・7日・8日・
11日・16日・17日・19日・22日、6月11日
2022年（令和4年）2月14日

＜証人テスト＞5回（検察官の意図のとおりの証言は拒否）

2020年（令和2年）12月16日
2021年（令和3年）1月6日・8日・15日・16日

(3) C氏

＜取 調 ベ＞起訴前4回（うち1回は検察審査会後）

2020年（令和2年）3月25日・27日、4月14日
2022年（令和4年）2月14日

＜証人テスト＞0回（病気で発話できなくなり証言せず）

(4) D氏

＜取 調 ベ＞起訴前10回（うち1回は検察審査会後）

2020年（令和2年）3月25日・27日、29日、4月1日頃・8日・13日・14日・23日、6月20日
2022年（令和4年）2月3日

＜証人テスト＞複数回

(5) E氏

＜取 調 ベ＞起訴前16回（うち1回は検察審査会後）

2020年（令和2年）3月25日・28日、4月5日・8日・12日・15日・22日・25日・30日、5月4日・7日・9日・12日・15日、6月19日
2022年（令和4年）2月2日

＜証人テスト＞6回

2020年（令和2年）11月19日・26日、12月3日・4日・7日・8日

(6) F氏

＜取 調 ベ＞起訴前 11回（2020年（令和2年）3月25日から同年6月22日までの間）

＜証人テスト＞10回（2020年（令和2年）9月20日から2021年（令和3年）1月21日までの間）

2 取調べや証人テストにおける検察官らの不適正な言動

A氏ら6名は、その取調べ及び証人テストにおいて、検察官から不起訴の示唆を含めた様々な働き掛けを受け、その影響の下で行った供述を基に供述調書が作成され、また、X1氏の公判において証言をした。6名の取調べ等はそれぞれ異なる検察官が担当した。6名全員が一旦不起訴処分となつたが、後に検察審査会の議決を経て、B氏、C氏、D氏、E氏及びF氏は起訴され、A氏は略式起訴された。（A氏は略式命令を不服として正式裁判を請求した。）

6名の取調べや証人テストにおける検察官らの不適正な言動は、以下のとおりである。

(1) A氏

A氏は2020年（令和2年）3月の取調べで、2019年（令和元年）6月に現金を受領した旨供述し、供述調書が作成されていた。その後の取調べで受領したのは同年4月であり、陣中見舞いとして受領したと供述内容を変更した。2020年（令和2年）4月20日の取調べでは、A氏に対して、担当検察官（監察調査結果における「P1検事」）は、「認識していないわけがない」「なんのこっちゃ分からんでは済まない」と述べ、「否認として扱う」などと告げた。同検察官は「知らんかったなんていう話している人いない」と更に述べた上で、金員の受領を断ることは難しいことは分かっているなどと理解を示すような態度を示して、「皆さんに話を聞いてください」「もう、できたら議員続けていただきたいと思ってるわけで。そのレールに乗ってもらいたい、1回。ちゃんと。」などとA氏の利益を示唆して供述させようとする発言をした。また、検察官は、「否認じゃないってことであれば調書作りたい」などと発言し、検察官の描いたストーリーに基づく供述だけを調書化しようとする姿勢を見せた。供述調書の作成に当たり、市議を続けたいというA氏の心情を巧みに利用して、「ここをぼかしておこうと思う」と述べたほか、「自分から要求したお金ではなかったことはもちろんのこと、欲しくもないお金を強引に押し付けられてしまった。市議として痛恨の極みで、心から反省しています、とこういうお話ですよね」などと誘導して、検察官が作り上げたストーリーのままの供述を押し付けようとした。

同年4月27日の取調べでは、検察官は、A氏からの聴取内容をX1氏の裁判で使うとした上で、「強制捜査に入るようなことがないようにしたい」旨を述べて利益誘導した。検察官は、A氏の処分について「罰金も理論上あり得る」などと述べ、略式命令の期待も抱かせつつ、なおも、金員の趣旨について考えていなかつた旨を述べるA氏に対して、「通用しない」「結局否認ということになつちやう」などと繰り返し、同年3月に作成した供述調書に記載したとおりであると認めさせるよう強く誘導する発言をした。

同年12月23日の証人テストにおいては、取調べ担当検察官とは別の検察官（監察調査結果における「P2検事」）が「先生の説明で理屈が立ってるって僕が思うぐらいだったら、全然大丈夫なんで。逆に僕が納得できない答えだったら、そこはやっぱり、ある程度考えないといけない」と発言し、A氏の体験に基づく証言ではなく、検察側の見立てに沿つたとおりの証言をさせようとした。

2021年（令和3年）1月15日の証人テストにおいては、検察官は「4月を隠した上で、6月と言いましたは、それNG」「だからまあ4月をちょっと、今更言いづらい、言い出しづらかった、ていうのはありますよ。ぐらいにしといたら、それは別に全然OK」「4月を隠すためです、っていうのが、NGワード」と、A氏の証言を「NG」と否定し、供述変遷の理由を検察官が提案するなどして、検察側の見立てに沿つた証言をするよう強く促した。

同年1月18日の証人テストでは、A氏の受け答えに対し、検察官が「こういう言い方はね、NG」と言い、「もう1回、さっき1回目受け取って2回目受け取らなかつた理由聞かれた時に、2回目は明らかに選挙だと思ったっていう言い方、あなたしたよね。1回目って、覚えてなかつたんじゃないの？って言う、そう言う、絶対言う」と述べてA氏の説明を否定し、証人の記憶ではなく、信用性に疑義を生じさせないような供述に変更させようと促した。

同年1月19日の証人テストでは、自ら作成していた証人尋問準備用のメモを見ながら話しているAに対して、検察官が「こういうものを作つたというのは、余り、あの、おおっぴらにしないようにしていただきたい」と言って口止めしようとした。A氏の取調べにおける検察官とのやり取りについても、不適切と指摘されないようにA氏に次のように言い含めた。検察官は「とにかく『検察官から別に不起訴にするって言つられてない』って言つちゃえば」「だから検事にこう言ってたんじゃない、『よろしくお願ひします、寛大な処分を』って、堂々と言つてるよ。そしたら検事も『うんわかりました、それはちゃんと考慮します』ぐらいのこと言つたでしょって言ってくるから」「『いやそれ

はね、裁判官に向けて言ったんです』っていうことを。うん。ここは向こうの、期待してる答えじゃない、うん。こちらの理由にしてることはね。それはしっかりと発動していただきたい」などと発言し、事実と異なる証言をするよう強く促した。さらに、現金を受領した時期が4月か6月かについて、「注意が必要な反対尋問対策」と称して、検察官の考えるストーリーを証言するよう練習させ、「そこまでの答え、しっかりと、あの一、準備をしておいてください。うん、返す返すですけど、4月を隠すための6月と言うという、そこに乗らないように」などと検察官の意に沿った内容の証言をするよう迫った。

(2) B氏

B氏は、従前、検察官からX1氏の公判での証言は求められないと言われていたが、後に、検察官から証言を要請され、供述調書と同じように証言してほしいと要求された。B氏が、「約束と違う」として要求を拒絶すると、検察官は、「それならば、また始めから、被告人の事務所関係者や役員に来てもらって取調べをしなきゃいけんなあ」と、要求に応じなければ、周囲に対する捜査がされることでB氏にとって不本意な状態が生じかねないことを示唆して、検察官の要求に応じるよう促した。

それでも、B氏が選挙買収の趣旨を否定すると、検察官は、後援会の役員や事務所のスタッフに来てもらって話を聞きたいと言い、実際に後援会長を東京地検まで呼んだ。検察官は後援会長に、B氏に証人尋問で検察側に協力するよう伝えることを要請した。こうして検察側は、B氏の関係者をも巻き込む形でB氏に圧力を掛け、検察の意に沿った証言をさせようとした。

(3) C氏

C氏は、取調べにおいて、検察官から「今回はあなた方地方議員には迷惑は掛けません、X1氏を挙げたいだけだから協力してください」などと言われた。C氏は、X1氏を立件したいだけであるという以上は、検察に協力すれば自らは起訴されないものと受け止め、逆に、供述調書への署名に協力しなければ捜査が長引き、起訴されるおそれもあると考えたため、自己の意に沿わない供述調書への署名に協力した。

(4) D氏

D氏は、X1氏の公判における証言前に、検察官から「選挙買収の趣旨を認める供述調書と異なることを法廷で述べると虚偽、つまり偽証になる」などと言われた。供述調書どおりに述べなければ偽証になると思い込まされたD氏は、自身の認識と異なることを知りながら、検察の意向に沿って、供述調書どおり、選挙買収の趣旨を認める証言をした。

(5) E 氏

E 氏は、度重なる検察官との証人テストを経て、自身の認識と異なる内容の、検察の意向に沿った証言をした。まず、X 1 氏の公判における証人尋問の前に、検察官が広島に来訪し、取調べ担当検察官が作成した供述調書のとおりに、必要なことのみを手短に証言するよう要請を受けた。その後、4 日間にわたり、E 氏は検察官とともに証言の「訓練」をさせられた。さらに、東京でも 2 日間、裁判に出廷する直前まで訓練させられた。訓練では、検察官が言わせたいストーリーを頭に入れた上で、受け答えを覚えさせられた。訓練の中で、E 氏が自己の認識に基づいた話を付加すると、それは必要ないと言われ、E 氏の認識と関係なく、検察官が用意したとおりの受け答えの内容を覚えさせられた。その結果、東京地裁では訓練どおりの証言を行った。なお、検察官からも、「捜査担当検事も約束していると思うけど、我々のチームはX 1 を追い詰めることが本来の目的で、あなたをどうこうしようということはないので、こちらに従った証言をしてくれればよい」などと、不起訴を示唆する話をされた。

(6) F 氏

F 氏は、取調べ担当検察官から「協力してもらえば付き添って面倒を見る」と言われた。さらに、別の取調べ担当検察官からは「今回は何にも無しで済むが、今度やつたらダメですよ」「先生は広島市議会の重鎮だから、これからも頑張ってもらわないといけない」などと言われ、自らについては不起訴処分になることを示唆された。

第2 発覚の経緯

1 音声データの証拠請求

任意の取調べを受けた際、A 氏が、X 2 氏から個人演説会の際に封筒を渡されたことがあるという話をしたところ、受領していないにもかかわらず「受領した」という内容の供述調書が作成された。この供述調書について、A 氏は、後に破棄してもらえると思っていたが、検察官が「受領した」という部分に固執したため、結局、この供述調書は破棄されなかった。当時弁護人を選任していなかった A 氏は、このような検察官の対応に強い不信感を抱くようになり、自己の判断でその後の取調べや証人テストを録音するようになった。

A 氏は一旦不起訴になったものの、検察審査会の議決を経て 2022 年（令和 4 年）3 月 14 日に略式起訴された。これに対し、A 氏は正式裁判を請求し、事件は広島地裁に係属した。その段階で、弁護人が選任された。A 氏は、公訴事実を争い、同時に検察官の公訴権濫用についても主張した。検察官が、A 氏の供述

調書を証拠請求していたため、A氏は供述の任意性を争う旨主張し、A氏が秘密裡に録音していた取調べや証人テストの音声データを弁護側の証拠として請求した。また、弁護人はこれに先立って最高検察庁に音声データを提供しており、取調べや証人テストにおける不適正な取調べについて最高検察庁も把握するところとなり、調査が始まったものと見られる。

2 A氏の公判の帰趨

A氏の音声データの開示を受け、検察官はA氏の供述調書の取調べ請求を撤回した。A氏の供述調書が撤回されたため、供述の任意性をめぐる争点はなくなった。A氏は、取調べ等の音声データを、公訴権濫用を基礎づける証拠として請求した。しかし、2023年（令和5年）4月、裁判官が交代し、音声データの証拠調べ請求は却下された。

A氏の公判は、同年7月27日及び8月30日に証拠調べが行われ、10月13日に論告求刑及び最終弁論が行われた。10月26日の判決公判で、罰金15万円、追徴金30万円の判決が言い渡された。判決では、検察官が不起訴を前提として取調べを行い、被告人が検察官の意に沿う供述、証言をしたことは否定できないとする一方、「公訴を棄却すべきほどの違法性を有するとはいえない」と判断している（後藤有己裁判長）。A氏はこれを不服として広島高裁に控訴したが、2024年（令和6年）5月22日に控訴は棄却された（森浩史裁判長）。控訴審判決は、捜査段階の取調べについて、一審と同様に「検察官による不起訴を前提とした取調べがなされ、被告人が不起訴を期待して検察官の意に沿う供述をし、X1氏の公判においても同様の証言をしたことは否定できない」と指摘しつつ、略式起訴されるまでの経緯などから、公訴権の濫用には当たらないと結論付けた。これに対し、A氏は上告を申し立てたが、最高裁第一小法廷（宮川美津子裁判長）は同年9月18日、上告を棄却した。同年10月1日、最高裁はA氏の異議申立ても棄却し、A氏の有罪判決が確定した。

3 A氏以外の公判

A氏を除く5名の公判も、いずれも一審は広島地裁、控訴審は広島高裁で審理された。

（1）B氏・C氏

B氏とC氏の公判は、併合して審理された。両名はいずれも無罪を主張し、かつ公訴権濫用による公訴棄却を求めていた。検察官が両名の供述調書を証拠として請求していたため、弁護人は供述の任意性を争い、違法収集証拠である旨の主張をした。これを受け、検察官は両名の供述調書の請求を撤回した。2023年（令和5年）10月31日に広島地裁で言い渡された判決は、「取

り調べた検察官に不起訴を期待させる言動があったにとどまり、不起訴にする約束はなかったと認められる」として、公訴提起自体は違法ではないとし、B氏を罰金30万円・30万円没収とし、C氏を罰金40万円・追徴金50万円とした（日野浩一郎裁判長）。B氏及びC氏はこの判決を不服として控訴した。

B氏の控訴審において、弁護側は「買収の趣旨を感じなかった」とする他の買収対象者の被告人質問調書や、検察が違法な司法取引を持ち掛けたとする証拠の採用を求めたが、裁判所はこれらを却下した。2024年（令和6年）7月18日に控訴審判決が言い渡され、控訴は棄却された（森浩史裁判長）。B氏は上告したが、最高裁第一小法廷（岡正晶裁判長）は同年11月11日付けで上告を棄却した。B氏はこれに対して異議申立てを行ったが、同年12月3日に棄却され、有罪が確定した。なお、B氏は上告棄却決定を受け、同年11月25日付けで広島市議を辞職した。

C氏についても、同年5月23日に控訴棄却の判決が言い渡された（森浩史裁判長）。C氏はこれに対し上告したが、最高裁第二小法廷（三浦守裁判長）は同年10月7日付けで上告を棄却し、これに対する異議申立てても同月28日付けで棄却した。これによりC氏の有罪が確定した。

（2）D氏・E氏

D氏及びE氏の公判は、併合して審理された。両名はいずれも無罪を主張し、かつ公訴権濫用による公訴棄却を求めていた。検察官は両名の供述調書及びX1氏の公判における両名の証人尋問調書を証拠として請求していたため、弁護人はいずれも供述の任意性を争い、違法収集証拠である旨の主張をした。これを受け、検察官は両名の供述調書の請求を撤回した。X1氏の公判における証人尋問調書については請求を維持したが、裁判官が却下した。広島地裁で2023年（令和5年）10月31日に言い渡された判決では、「証拠によると、検察官は不起訴を前提として被告人を取り調べ、被告人は、不起訴になることを期待して検察官の意に沿う供述をした上、X1氏の裁判においても検察官の意に沿う証言をしたことは否定できない」と指摘した上で、公訴を棄却すべきほどの違法性はないと結論付け、D氏及びE氏をそれぞれ罰金30万円・追徴金50万円とした（後藤有己裁判長）。D氏及びE氏はこれを不服として控訴した。

2024年（令和6年）6月12日に言い渡された控訴審判決は、D氏について、「司法取引によって汚染された虚偽の自白調書や虚偽の証言に基づいて、検察審査会において被告人に対し起訴相当の議決がなされている」とする弁護側の主張を退けて控訴を棄却した（森浩史裁判長）。D氏はその後上告したが、

同年10月21日、最高裁第二小法廷（三浦守裁判長）は上告を棄却した。D氏はこれに対し異議申立てを行ったが、同年11月6日、最高裁は異議を棄却し、有罪が確定した。

E氏については、2024年（令和6年）5月23日に控訴棄却の判決が言い渡された。判決理由では、検察審査会の「起訴相当」の議決を踏まえて検察官が再捜査をした上で起訴に至ったとし、「公訴権を濫用した重大な違法があって公訴提起自体が無効であると主張する所論は採用できない」とされた（森浩史裁判長）。

E氏はこれに対し上告したが、最高裁第三小法廷（渡邊恵理子裁判長）は同年10月7日付けで棄却し、これに対する異議申立ては同年11月5日に棄却され、有罪が確定した。

（3）F氏

F氏は公判において無罪を主張し、かつ公訴権濫用による公訴棄却を求めていた。検察官がF氏の供述調書を証拠として請求していたため、F氏は供述の任意性を争った。すると、検察官はその請求を撤回した。2023年（令和5年）8月31日に広島地裁で言い渡された判決では、「不起訴となることを期待して検察官の意に沿う供述をするなどしたことは否定できない」と指摘したが、「公訴を棄却すべきほどの違法を有するとはいえない」と結論付け、F氏を罰金40万円・追徴金70万円とした（後藤有己裁判長）。その後、F氏は控訴したが、控訴審判決も「現金20万円にX2氏の選挙運動をすることの報酬の趣旨が含まれていたことを被告人としても認識していたと認定した原判決の判断に誤りはない。」として、2024年（令和6年）4月16日に控訴を棄却した（森浩史裁判長）。これに対してF氏は上告したが、最高裁第一小法廷（岡正晶裁判長）は同年8月19日付けで上告を棄却した。F氏はこれに対し異議申立てをしたが、同年8月27日付けで棄却され有罪が確定した。

第3 監察調査結果の概要

1 最高検察庁監察指導部による監察調査の方法

最高検察庁監察指導部による監察調査は、A氏の弁護人から開示された録音データや刑事事件記録を調べたほか、不適正な取調べをしたとされる検察官を含む捜査に関与した検察官や一連の捜査を指揮した検察官から聴取する方法によって実施されたとされる。A氏ら取調べ及び証人テストを受けた当事者やその弁護人からの聴取は実施されていない。監察調査結果の概要は以下のとおりである。

2 P1検察官の行為に対する評価

P 1 檢察官は、当時、東京地検特捜部所属の検察官であり、A氏の取調べを担当した。

まず、P 1 檢察官の取調べにおける発言について、不起訴の約束をしたものではなく、虚偽供述をさせたわけではないものの、不起訴となることを期待させるものであったこと、強制捜査を示唆したこと、処分結果が定かでない旨を十分に強調したとはい難いことに照らして、一連の発言は、「取調べの適正確保の見地からは不適正」であるとされた（監察調査結果 6 頁）。

また、P 1 檢察官がA氏に対して録音・録画下で行った取調べについても、検討が加えられている。

このP 1 檢察官による取調べは、レビュー方式、すなわち、供述調書の作成後に当該供述調書の作成過程、供述内容、供述の動機・経過、取調べの状況等について質問し、被疑者が応答する場面を録音・録画する方式で行われたものであった。

この際、P 1 檢察官は、一旦認めた買収の趣旨を否認する内容の供述調書が作成されていたにもかかわらず、A氏に対して趣旨の認識に関する個別の発問をせず、「取調べでは今記憶のとおり正直に話していただいていますか。」「そのとおり調べをした上で供述調書を作成しましたね。」「（供述調書の内容を）確認してもらって、内容間違いないということで署名そして判子も押してもらいましたね。」などと発問して、A氏が「はい」と答える状況を録音・録画した。

これについては、P 1 檢察官は趣旨の認識についても発問し、その点を聞いただすやり取りをして、その状況を記録すべきだったとされた。すなわち、この取調べは、結果的に不安定な供述状況にあったことを糊塗するものであり、供述調書の任意性及び信用性の担保としたレビュー方式による一部録音・録画の趣旨に反するもので、不適正であるとされた。

さらに、P 1 檢察官が作成した一部の供述調書について、検察官調書の作成要領に基づく手順に沿う形で面前口述が行われておらず、適正とはいえないとされた。

3 P 2 檢察官の行為に対する評価

P 2 檢察官は、東京地検特捜部に所属していたが、東京地検特別公判部が担当していたX 1 氏の第一審公判に応援検察官として従事し、A氏の証人尋問を担当した。

監察調査結果は、P 2 檢察官による12回に及ぶA氏の証人テストについて、「記憶喚起に努めることや、真実を証言するように説得すること、弁護人から予想される質問をして証言内容や意図が正確に伝えられるように、表現等について

指摘すること、予想される反対尋問の意味について説明することなどは許容されて」いるとして、相当回数の証人テストが行われること自体は問題にならないとした。P 2 檢察官が、A 氏の回答内容がばらつく傾向があり、また、A 氏が質問をよく理解しないまま発言する傾向があったため、円滑・的確な証人尋問を実施するために相当回数の証人テストを実施する必要があったと説明したことについて、録音データの内容によっても A 氏にそのような傾向が認められ、証人テストを繰り返したこと自体が問題であるとはいえないとした。

また、P 2 檢察官が証言内容を細かく指導したとされている点についても、真実を証言するよう説得するための言動や事実をありのまま証言するよう求める言動、事実確認、あるいは、証言内容を正確に伝えるための表現についての指摘・説明等として適正と認められたとした。特に、買収の趣旨の認識についての P 2 檢察官の発言は、客観証拠等によって買収の趣旨の認識が認められ、証人テストにおいても A 氏が買収の趣旨の認識を認めることもあったという事情を踏まえると、公判において記憶に基づき事実を証言するよう促したものと評価できるとした。加えて、録音データの内容から、P 2 檢察官が示唆する証言をすることと引き換えに不起訴を約束した事実は認められないとした。

その上で、P 2 檢察官が、現金の受領時期について、A 氏に対し、「（2020 年（令和 4 年））3 月末までに、実は 4 月に受領した旨を（P 1 檢察官に）話したと言えば通る」という発言をしたことについて、「客観的事実関係よりも弁護人の反対尋問にいかに対応するかを優先すべきであるかのように受け取られかねない言動であり、証人尋問の公正さに疑惑を生じさせるもの」であったと指摘した。

他方で、P 2 檢察官の「とうの昔に僕が修正している」「（カンペを）作ったことはおおっぴらにしないように」との発言については、その発言目的などを考慮すると結論としては不適正ではないとした。

さらに、①不起訴の約束について口止めした、②P 1 檢察官から脅されたわけではない旨の証言をするよう示唆した、③証人テストにおける A 氏の回答について「NG ワード」「OK」などと評価した、との報道がされていることに対して、①については口止めの趣旨ではない、②については A 氏の認識に沿った事実を証言するよう求めたものである、③表現方法についての指摘・説明であった、としていずれも不適正ではないとした。

4 不起訴約束等に関する組織的指示について

監察調査結果では、本件捜査の主任検察官ら捜査幹部が組織的指示をしていないと述べていること、P 1 檢察官を含む取調べ担当検察官も指示を受けていない

と述べていること、供述獲得前の段階で組織的に受供与者らを一律不起訴処分とすることを決定して、不起訴を約束ないし示唆して自白を獲得するような指示ないしアドバイスをしたなどということは考え難いなどとして、不適正な取調べについて組織的指示はなかったと結論付けた。

その上で、今後の対応として、捜査・公判の適正確保に向けた指導教育を強化するのみならず、各庁の適正確保に向けた取組状況を継続的に把握し、指揮監督に努めるとした。

第4 監察調査結果の検討

1 調査方法について

最高検察庁による監察調査結果は、取調べや証人テストを行った検察官及び関係者の捜査を担当した検察官からの事情聴取に基づくものである。A氏の弁護人は、調査に際して被疑者から事情を聴取するよう申し入れたが、最高検察庁はA氏からも、その弁護人からも、他の関係者やその弁護人からも事情を聴取していない。その結果、録音データが存在する場面については録音されているとおりの事実が認定されているのに対し、録音データが存在しない場面については、専ら検察官からの事情聴取に基づいて事実が認定されている。

検察官からの事情聴取についても、特捜部内部で取調べ担当官の間の競争意識が煽られていなかつたか、取調べ担当官が供述獲得に向けて追い込まれていなかつたかなど、一連の取調べ等が行われるに至った原因や背景を明らかにするために必要な事項の聴取が行われた形跡はない。

2 取調べにおける検察官の発言の評価について

A氏の取調べにおいて、P1検察官は、供述調書で認めていた金銭授受の趣旨の認識を覆す供述をしているA氏に対し、「できたら議員を続けていただきたいと思っているわけで、そのレールに乗ってもらいたい」「強制とかになりだすとね、今と比べものにならない、要するに、朝、家にパッと来て、令状持つて入ってくるですから、家中、ひっくり返されてっていう話」などと発言した。

監察調査結果は、P1検察官が調査において、不起訴を約束すると直ちに供述の任意性及び信用性が問題になることは分かっており、不起訴を約束するような言い方はしないようにしていた旨を述べていること等を根拠として、P1検察官の発言は不起訴処分を約束するものとはいえないとして、さらに、本件はA氏の自白がなくとも他の客観証拠等により立証が可能な事案であったことなどから、P1検察官が作成したA氏の供述調書の内容は真実に合致するものと評価できるとして、P1検察官はA氏に虚偽供述をさせたものではないとしている。

しかし、起訴や強制捜査は被疑者に重大な不利益をもたらすものであるから、不起訴や強制捜査を示唆する発言は、記憶に反する供述を誘発する危険の大きいものである。それは、被疑事実に関する被疑者の記憶を問う発言ではないし、記憶を喚起する手段としても、真実の供述をするよう説得する手段としても、必要とされる発言ではない。P1検察官自身が述べているとおり、不起訴を約束すると直ちに供述の任意性及び信用性が問題となるのであるから、不起訴を約束するような言い方を避けるのは当然である。供述の任意性及び信用性が問題とされることを避けるような言い方を用いることによって、不利益を示唆して供述の変更を迫ることが許容されるものではないはずであるが、監察調査結果はこの点を明確に述べていない。

また、我が国の刑事法においては、虚偽の陳述とは記憶に反する陳述を意味すると解されている。これは、自己の記憶する事実をありのままに陳述することが適正な事実認定に資するのに対し、記憶に反する事実をあたかも体験したかのように供述することは、仮に客観的事実に合致していたとしても、国家の審判作用の適正を誤らせる危険があると考えられているからである。供述調書の内容は真実に合致するものと評価できるから、P1検察官はA氏に虚偽供述をさせたものではないと評価する監察調査結果は、このような考え方と整合しない。捜査段階で検察官の判断している真実とは、一方当事者的心証にすぎないことも看過されている。

3 証人テストの在り方について

P2検察官は、A氏の証人尋問に先立ち、4か月以上にわたり12回も証人テストを実施したが、監察調査結果は、それ自体が問題であるとはいえないとした。

最高検察庁「裁判員裁判における検察の基本方針」(2009年(平成21年))は、「検察官は、証拠書類と証拠物を仔細に検討した上で、立証構造を踏まえ、当該証人尋問で何を立証するのか、争点を前提として、いかなる証言を求めるかを十分検討するとともに、証人テストを詳細に行う必要がある。証人テストでは、証人が体験した事実、記憶状況、表現能力等について十分確認しなくてはならない。」としており、「確認」するという限度であれば、その必要性も理解することができる。

これに対し、監察調査結果は、「記憶喚起に努めることや、真実を証言するよう説得すること、弁護人から予想される質問をして証言内容や意図が正確に伝えられるように、表現等について指摘すること、予想される反対尋問の意味について説明することなどは許容されている」としている。これは、上記基本指針が想定していた「確認」にとどまらず、説得、反対尋問への対策、更には表現に関する

る指摘までもが許容されるというものである。

しかし、前記のとおり、適正な事実認定は、証人が自己の記憶する事実をありのままに証言することによって実現されるものであり、それを踏まえて何を客観的真実と認定するかは裁判所の任務である。証人尋問に先立ち、12回にわたり、記憶喚起、説得、弁護人から予想される質問の提示、表現等についての指摘を伴う証人テストを実施すれば、その証言内容は、証人が体験した事実をありのままに証言するものとは異なるものとなる。この点、イギリス法においては、刑事裁判の証人と証言内容についての打合せをすること（コーチング）は、証人に手続の流れや法廷の状況などに関する情報を与える以外一切禁じられているが、その理由は、証言内容についての打合せを行うと、その際に用いられた言葉や書面に起因して記憶の汚染が生じるおそれがあるからだとされている²。

監察調査結果においては、このような証人テストが自己の記憶する事実をありのままに証言することを妨げ、国家の審判作用の適正を誤らせる危険があることが踏まえられていない。監察調査結果において最高検察庁がこのような証人テストを許容していることは、一般的にこのような証人テストが行われていることをうかがわせるものであり、それが刑事裁判における事実認定を誤らせていることが懸念される。

4 組織的指示について

本件では、検察審査会において起訴相当又は不起訴不当の議決がなされた81名を含む99名について一斉に不起訴処分がされた。そして、検察審査会の議決後に公判請求がされた12名のうち、少なくとも6名が違法な司法取引等があつたと公判で主張した。6名の各判決では、不起訴を前提とした取調べがなされたことや不起訴を期待させる言動があつたことが認定された。

監察調査結果は、不適正な取調べについて組織的指示はなかったと結論付けたが、前記のとおり、取調べを受けた被疑者や弁護人からの聴取を実施せず、専ら検察官からの事情聴取に基づいて認定した事実を前提としたものである。

本件捜査に加わった検察官に対する取材に基づく報道によると、本件の捜査では、取調べを担当した検察官による事情聴取の進捗状況が一覧表にまとめられ、現場の検察官たちも閲覧できるようにされていた³。

² R. v. Momodou, [2005] EWCA (Crim) 177. 及びイングランド・ウェールズのThe Bar Council作成の2005年10月発行のバリスター（法廷弁護士）に対する証人テストに関する下記文書を参照されたい。なお、"BSB Handbook" (Version 4.3) rC9には、「証人に対し、証言に関してリハーサル、練習、コーチングを行ってはならない」と記載されている。

<https://www.barcouncilethics.co.uk/wp-content/uploads/2017/10/Witness-preparation-guide-2019.pdf>

³ 「自白有無で「星取表」—検事に重圧「特捜外される」」 読売新聞 2024年5月18日朝刊

上記の報道がなされた後、当連合会において、特捜部による独自捜査事件の捜査に従事したことのある関係者に聴取したところ、特捜部が担当する事件については、そのような供述一覧表が作成されることがあることが確認された。供述一覧表には、対象者、否認・認めの別、担当検察官の氏名などが記載され、現場の検察官が閲覧できることから、担当検察官にとっては大いにプレッシャーになる資料とのことである。特捜部による独自捜査事件では、当事者や関係者らに対する捜査を始める際には「着手報告書」が、起訴前には「処理報告書」が作成され、それぞれ決裁が行われている。特捜部の独自捜査事件は検事長や検事総長まで報告されることが通常であり、多くの場合は、着手決裁が下りた時点で起訴が必至となる。着手決裁がなされた場合には、着手報告書の写しが現場の検察官にも配布される。そこには、証拠関係や、証拠の解釈などが記載されており、それを意識しながら取調べ等が行われる。対象者や関係者らの終局処分についても、方針が共有され、その前提で取調べを行うのが通例であることが明らかにされている。

不起訴や強制捜査を示唆して記憶と異なる供述を迫るという不適正取調べが、偶然、同時多発的に生じることは、一般的には考え難い。監察調査結果は、録音データが存在しない場面については専ら検察官からの聴取結果に基づいて事実を認定し、不適正取調べについて組織的指示はなかったと結論付けたが、上記のような特捜部による独自捜査事件特有の捜査の実態を明らかにしておらず、検察官独自捜査事件において不適正な取調べが繰り返される原因について、何の分析も示していない。再発防止を図るのであれば、事実を適正に認定し、原因を特定することが不可欠である。

主な時系列
(X 1 氏・X 2 氏の公判の日程を含めた特定可能な範囲のもの)

2019年

7月	21日	参議院議員選挙 (X 2 氏当選)
----	-----	-------------------

2020年

3月	25日	A氏、C氏、D氏、E氏任意取調べ
	26日	B氏任意取調べ
	27日	C氏、D氏任意取調べ
	28日	E氏任意取調べ
	29日	D氏任意取調べ
4月	1日頃	D氏任意取調べ
	5日	E氏任意取調べ
	6日	B氏任意取調べ
	7日	B氏任意取調べ
	8日	B氏、D氏、E氏任意取調べ
	11日	B氏任意取調べ
	12日	E氏任意取調べ
	13日	D氏任意取調べ
	14日	C氏、D氏任意取調べ
	15日	E氏任意取調べ
	16日	A氏、B氏任意取調べ
	17日	B氏任意取調べ
	19日	B氏任意取調べ
	20日	A氏任意取調べ
	22日	B氏、E氏任意取調べ
5月	23日	D氏任意取調べ
	25日	E氏任意取調べ
	27日	A氏任意取調べ
	30日	E氏任意取調べ
	4日	E氏任意取調べ
	7日	E氏任意取調べ

	9日	E氏任意取調べ
	12日	E氏任意取調べ
	15日	E氏任意取調べ
6月	11日	B氏任意取調べ
	18日	X1氏、X2氏 逮捕
	19日	E氏任意取調べ
	20日	D氏任意取調べ
7月	8日	X1氏、X2氏 起訴
8月	25日	X1氏、X2氏 第1回公判：両名とも無罪主張 *なお、第9回公判以降は分離
11月	19日	E氏証人テスト
	26日	E氏証人テスト
12月	3日	E氏証人テスト
	4日	E氏証人テスト
	7日	E氏証人テスト
	8日	X1氏 第17回公判：E氏証人尋問 E氏証人テスト
	14日	X1氏 第20回公判：C氏の供述調書朗読
	15日	X2氏 第28回公判：懲役1年6月求刑
	16日	B氏証人テスト
	23日	X2氏 第29回公判：無罪弁論、結審 A氏証人テスト
	25日	X1氏 第24回公判：D氏証人尋問

2021年

1月	6日	B氏証人テスト
	8日	B氏証人テスト
	15日	A氏、B氏証人テスト
	16日	B氏証人テスト
	18日	A氏証人テスト
	19日	A氏証人テスト
	20日	X1氏 第30回公判：A氏証人尋問 A氏証人テスト

	21日	X2氏 判決：懲役1年4月執行猶予5年（東京地裁高橋康明裁判長）
	26日	X1氏 第33回公判：B氏、F氏証人尋問
3月	23日	X1氏 第47回公判：被告人質問・買収認め辞職表明
4月	1日	X1氏 衆議院議員辞職
	30日	X1氏 第55回公判：懲役4年追徴金150万円求刑
5月	18日	X1氏 第56回公判：最終弁論
6月	18日	X1氏 判決：懲役3年（東京地裁高橋康明裁判長）
7月	6日	被買収議員ら100名 不起訴処分
12月	23日	B氏、C氏、D氏、E氏 檢察審査会起訴相当議決

2022年

1月	20日	B氏、C氏、D氏、E氏 檢察審査会議決書作成
2月	2日	E氏任意取調べ
	3日	D氏任意取調べ
	14日	B氏、C氏任意取調べ
3月	14日	B氏、C氏、D氏、E氏 起訴 A氏略式起訴

2023年

8月	31日	F氏 第一審判決：罰金40万円、追徴金70万円（広島地裁後藤有己裁判長）
10月	26日	A氏 第一審判決：罰金15万円、追徴金30万円（広島地裁後藤有己裁判長）
	31日	B氏 第一審判決：罰金30万円、30万円没収、C氏 第一審判決：罰金40万円、追徴金50万円（広島地裁日野浩一郎裁判長） D氏、E氏 第一審判決：罰金30万円、追徴金50万円（広島地裁後藤有己裁判長）

2024年

4月	16日	F氏 控訴審判決：控訴棄却（広島高裁森浩史裁判長）
5月	22日	A氏 控訴審判決：控訴棄却（広島高裁森浩史裁判長）

	23日	C氏 控訴審判決：控訴棄却（広島高裁森浩史裁判長） E氏 控訴審判決：控訴棄却（広島高裁森浩史裁判長）
6月	12日	D氏 控訴審判決：控訴棄却（広島高裁森浩史裁判長）
7月	18日	B氏 控訴審判決：控訴棄却（広島高裁森浩史裁判長）
8月	19日	F氏 上告審判決：上告棄却（最高裁岡正晶裁判長）
	27日	F氏 上告異議申立て棄却
9月	18日	A氏 上告審判決：上告棄却（最高裁宮川美津子裁判長）
10月	1日	A氏 上告異議申立て棄却
	7日	C氏 上告審判決：上告棄却（最高裁三浦守裁判長） E氏 上告審判決：上告棄却（最高裁渡邊惠理子裁判長）
	21日	D氏 上告審判決：上告棄却（最高裁三浦守裁判長）
	28日	C氏 上告異議申立て棄却
11月	5日	E氏 上告異議申立て棄却
	6日	D氏 上告異議申立て棄却
	11日	B氏 上告審判決：上告棄却（最高裁岡正晶裁判長）
12月	3日	B氏 上告異議申立て棄却